

賃貸住宅の敷金返還・原状回復トラブルなら！

ワンデー 1 DAY 調停



– 敷金返還・原状回復 のトラブルなら、
1 DAY調停 を利用してみませんか？ –

1 DAY調停は、当センターにお越しいただくのが原則1日だけ、という
とてもスピーディーな手続きです。1日で、事前説明から調停までの手続きを
行えるため、今すぐ敷金や原状回復のトラブルを解決したい方におすすめです。

実施期間

2016年

3月26日(土)～6月25日(土)の毎週土曜日

※4月30日(土)、5月7日(土)を除く

調停ご希望日の1週間前までにお電話でご予約ください。

* 1 DAY調停をご利用いただける方 *

東京都内にある居住用賃貸住宅の、敷金返還や原状回復に関するトラブルを抱えている方。

まずはお気軽に電話ください

03-5489-7441

受付時間 火・木・土曜日の10:00～16:00

行政書士ADRセンター東京

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の規定に基づき、法務大臣の認証を取得している調停機関です。

<http://adr.tokyo-gyosei.or.jp/>